

議員全員協議会会議録

令和6年5月7日

宮 古 市 議 会

令和6年5月宮古市議会 議員全員協議会会議録目次

(5月7日)

議事日程	1
出席議員	2
欠席議員	2
議会事務局出席者	2
開 会	3
説明事項(1)	3
報告事項(1)	9
報告事項(2)	12
報告事項(3)	13
散 会	23

宮古市議会議員全員協議会会議録

日 時

令和6年5月7日（火曜日） 午前10時09分

場 所

議事堂 議場

○

事 件

〔説明事項〕

（１）令和6年度 県要望について

〔報告事項〕

（１）一般質問順位について

（２）議会報告会で出された市行政に対する要望等への回答について

（３）その他

出席議員（１９名）

１番 畠 山 智 章 君
３番 古 舘 博 君
５番 今 村 正 君
７番 木 村 誠 君
１０番 小 島 直 也 君
１３番 伊 藤 清 君
１５番 工 藤 小 百 合 君
１８番 落 合 久 三 君
２０番 田 中 尚 君
２２番 橋 本 久 夫 君

２番 田 代 勝 久 君
４番 中 嶋 勝 司 君
６番 白 石 雅 一 君
８番 西 村 昭 二 君
１１番 鳥 居 晋 君
１４番 高 橋 秀 正 君
１７番 長 門 孝 則 君
１９番 松 本 尚 美 君
２１番 竹 花 邦 彦 君

欠席議員（１名）

１６番 坂 本 悦 夫 君

説明のための出席者

説明事項（１）

企 画 部 長 多 田 康 君

企 画 課 長 箱 石 剛 君

副主幹兼企画
調整係長 工 藤 真 奈 美 君

議会事務局出席者

事 務 局 長 前 田 正 浩

次 長 刈 屋 巧

主 査 吉 田 奈 々

主 事 山 本 誉

開 会

午前10時09分 開会

○議長（橋本久夫君）

おはようございます。ただいまから議員全員協議会を開会いたします。

ただいままでの出席は19名でございます。会議は成立しております。本日の案件は、説明事項1件、報告事項3件となります。

○

<説明事項>（1）令和6年度 県要望について

○議長（橋本久夫君）

それでは、説明事項の1、令和6年度県要望について説明を願います。

多田企画部長。

○企画部長（多田 康君）

おはようございます。

今日は貴重な時間ちょうだいいたしましてありがとうございます。令和6年度の県要望についての御説明ということになります。例年、県要望を実施しております。昨年度については県知事選があった関係で若干遅くなって10月ではございましたが、今年度、7月5日の日程で現在調整中でございます。のちのち要望書の中身、御説明を申し上げますけども、市と、それから市議会と連名での要望ということになりますので、よろしく願いしたいと思います。

内容につきましては、大項目11、小項目41ということで結構なボリュームになってございます。各分野の要望事項を取りまとめたところでございますので、ぜひ御覧いただきたいと思います。今後、各委員会に持ち帰っていただいて、議論を深めていただき、御意見をちょうだいしたいというふうに考えてございます。その後取りまとめた上で、また御説明の機会に設けさせていただければというふうに思っているところでございます。要望書の中身につきましては、企画課長より御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（橋本久夫君）

箱石企画課長。着座で結構です。

○企画課長（箱石 剛君）

それでは私のほうから、令和6年度県要望について、御説明を申し上げたいと思います。

それでは、議員全員協議会説明資料と書かれた表紙をめくっていただき、2ページをご覧願います。

繰り返しにはなりますが、中段の1、要望日等につきましては、現在、7月5日金曜日で調整中でございます。右下のスケジュールにつきまして、本日の説明後、今月中をめどに御意見をいただき、その後、修正等を加えたものを改めて提示させていただきたいと存じます。

それでは、次に3ページを御覧願います。

こちらは、令和5年度に要望した項目のうち、今回は要望を終了するもので、それぞれ赤字で、県の対応状況等を記載してございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、要望内容を御説明いたしますので、別ファイルの要望書案を御覧願います。

要望書の表紙を2ページめくっていただきまして、市長と議長の連名による県知事あての要望書、こちらにつきましては、要望内容の確定した時点で修正を加えたいと思います。

次のページからが要望項目の一覧となっております。要望内容につきましては、本文のほうで御説明をさせていただきます。

ページをめくっていただきまして、ページ番号1ページを御覧願います。

大項目の1番、経済対策についてでございます。燃油価格や、電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を踏まえ、物価の安定や地域経済が回復するまで、地方創生臨時交付金の配分額の増額など、全面的な財政措置を講ずるよう国に強く働きかけることを記載しております。

2ページを御覧願います。

大項目の2番、公共交通の維持確保についてでございます。(1)の公共交通の維持確保について、要望項目の1点目として、幹線バス路線の維持確保のため、県単補助金において、地域の実情や社会情勢に応じた要件の緩和及び補助上限額の拡大を図ること。2点目として、すべての人が公共交通を利用しやすい環境となるよう、デマンド交通などの地域内交通の本格運行に要する経費に対し、補助制度を創設することと記載しております。

(2)八木沢・宮古短大駅アクセス路整備に係る支援について。要望項目の1点目として、社会資本整備総合交付金の地域公共交通再構築事業を活用できるよう、関係する計画の変更や再認定を行うこと。2点目として、令和7年度に予定している八木沢・宮古短大駅のアクセス路整備工事に係る財政支援を行うことと記載しております。

3ページを御覧願います。

大項目の3番、災害に強いまちづくりの推進について、以下の5項目を記載しております。

(1)の河川の適切な維持管理について、要望項目の1点目として、近年多発する豪雨等災害に備え、堤防の整備、土砂しゅんせつや、立木の除去など、河川機能の強化を図ること。また、特定箇所の河道掘削の早期着手、立木伐採の計画的な実施について記載しております。2点目として、砂防堰堤について、適切な維持管理に加え、先日の議会報告会での意見を踏まえ、老朽した施設の調査や長寿命化計画に基づいた施設の修繕を追加しております。3点目として、河川水門施設の改良、改修に必要な予算の確保のうえ、早急に対応すること。4点目として、河川水門操作者の安全を確保するため、スルース型水門を自動開閉型へ改良すること。5点目として、防災安全交付金等による財政措置の拡充について、国に強く働きかけることと記載しております。

(2)の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び治山事業の促進について、要望項目の1点目として、整備中の砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、復旧治山などについて、早期に完成するよう、特定か所を記載しております。2点目として、被害が多数発生した地区に対する早急な対策と、4ページに移っていただき、土砂災害特別警戒区域について、適切な維持管理の継続と早期に事業化するよう、特定か所を記載しております。3点目として、令和4年7月23日の豪雨により発生した鈴久名地区の山腹崩壊について、早急に完成するよう記載しております。

(3)の浸水対策事業の推進について、要望項目の1点目として、社会資本整備総合交付金を含めた既存制度の補助要件の拡大及び新たな財政支援の創設について国に強く働きかけることと記載しております。2点目として、根市地区について、台風第10号により浸水被害が発生したことから、国道106号の排水側溝の改修を行うことと記載しております。

(4)の水防警報河川の追加指定について、新たに危機管理型水位計が設置された河川に係る水防警報河川へ早急に追加指定するよう、それぞれ特定か所を記載しております。

(5)の復興関連事業の終了に伴う財政負担増加に対する軽減策について、通常事業に移行したことにより、市の財政負担が増加した音部漁港の整備について、負担の軽減策を講じることと記載しております。

5 ページを御覧願います。

大項目の4番、道路交通ネットワークの整備促進について、以下の5項目を記載しております。

(1) の宮古盛岡横断道路の整備促進について、要望項目の1点目として田鎖墓目道路及び箱石達曾部道路の整備促進に必要な予算確保、2点目として、箱石達曾部道路から箱石地区へのアクセス向上、3点目として、国土交通大臣管理の指定区間への編入について、国に強く働きかけることと記載しております。

(2) の国道340号宮古岩泉間（和井内押角トンネル間）の整備促進について。要望項目の1点目として、一般国道340号宮古岩泉間全線の整備計画を早急に示すことを新たに追加し、2点目として、和井内押角工区の早期完成、3点目として、未改良区間の早期事業化について記載しております。

(3) の国道106号、340号及び主要地方道の防災対策及び改良については、昨年度要望いたしました、国道の防災対策及び交差点改良についてのうち、国道106号と市道廻立線との交差点部分について、事業着手により、交差点改良の要望を終了したことから、国道の防災対策を本要望項目に統合したものでございます。要望項目の1点目として、法面補強や落石防護柵の設置など、防災対策に必要な予算の確保、施設整備の推進、6 ページに移っていただき、2点目として、重茂半島線について、早期に全線改良すること。3点目として、紫波江繋線において、大畑地区からタイマグラ地区の道路改良整備、4点目として、大槌小国線について、土坂峠トンネルの早期事業化。5点目として、宮古岩泉線について、宮園団地から田代地区に至る区間の早期改良について記載しております。

(4) の通学路の安全確保について、歩行者の安全を確保するため、通学路での歩道の設置、ガードレールの設置等の交通安全対策事業に積極的に取り組むことと記載しております。

(5) の宮古盛岡横断道路、国道340号の全線にわたる、携帯電話不感エリアの解消及び改善について。要望項目の1点目として、岩手県の地域防災計画において、緊急輸送道路と位置づけられている宮古盛岡横断道路及び国道340号について、全線にわたる携帯電話の不感エリアの解消及びに改善を行うこと。2点目として、立丸峠及び押角峠について、トンネル及びその前後区間が長距離にわたり不感エリアであることから、早急にエリア化を図ること。3点目として、国及び通信事業者への働きかけや、早期事業化に向けて引き続き支援することと記載しております。

7 ページを御覧願います。

大項目の5番、重要港湾宮古港の機能強化について、以下の2項目を記載しております。

(1) の重要港湾機能の強化について、要望項目の1点目として、重要な港湾機能であるタグボートの常駐は県の責任において行うこと。2点目として、地震に強い耐震強化岸壁整備の早期事業化、3点目として、藤原地区の静穏度向上対策を図ることと記載しております。なお、昨年要望いたしました藤原埠頭工業用地における県有地との交換譲渡等の対応について、県において対応中のため、要望項目を削除しております。

(2) のポートセールスの強化について、要望項目の1点目として、フェリー定期航路の再開に向けたポートセールスの強化、2点目として、クルーズ船の寄港効果の県内へ波及させるため、インバウンド対策など、受入れ環境の整備や、歓迎事業に必要な予算の確保、ポートセールスの強化、3点目として、港湾利用企業の立地や拡大に向けたポートセールスの強化を記載しております。

8 ページを御覧願います。

大項目の6番、移住定住の推進について。若者の移住推進に向けた支援策の拡充として、いわて若者移住支援金の対象者の居住地要件を、東京圏内から岩手県外に緩和することと記載しております。なお、昨年度要望いた

しました、企業立地促進奨励事業費補助金の拡充については、要望どおり、対象業種や補助率の拡充、補助要件の緩和が行われたことから、要望項目を削除しております。

9ページを御覧願います。

大項目の7番、養殖事業の推進については、ホシガレイの種苗生産及び安定的な供給体制を早急に整えることのほか、ウニの陸上養殖に係る知識や技術の支援、必要な費用に対する支援制度を創設することと記載しております。

10ページを御覧願います。

大項目の8番、観光の振興について、以下の2項目を記載しております。

(1)の三陸ジオパーク及びみちのく潮風トレイルの利用促進について、要望項目の1点目として、三陸ジオガイドの研修会や育成プログラムを実践すること。2点目として、みちのく潮風トレイルの周知宣伝を図り、誘客を強化することと記載しております。

(2)の観光関連施設の修繕について、要望項目の1点目として、老朽化した浄土ヶ浜第一駐車場トイレの建て替え、2点目として、臼木山のトイレの洋式化、3点目として、浄土ヶ浜園地内の遊歩道トンネルを早急に補修すること。4点目として、みちのく潮風トレイルルート上の各種施設を早急に改修することと記載しております。

11ページをご覧願います。

大項目の9番、医療、福祉の充実について、以下の4項目を記載しております。

(1)の県立宮古病院の医師の確保等について、要望項目の1点目として、県立宮古病院の医師及び看護師の不足の解消と医療サービスの向上、2点目として、ドクターヘリを増機するなど搬送体制の強化。3点目として、県立宮古病院への救命救急センターの設置について記載しております。

(2)の高校生までの医療費助成制度の拡大について、要望項目の1点目として、県事業として実施している医療費助成について、全県的に実施している現物給付との統一を図り、高校生の入院、外来まで対象拡大すること。2点目として、全国一律の子供医療費助成の制度創設について、国に強く働きかけることを記載しております。

(3)の介護施設等の整備に関する補助単価の引上げと、介護職員の人材確保について、要望項目の1点目として、介護施設の開設補助について、補助単価の引上げを国に強く働きかけること、2点目として、県独自補助の創設、またはほかの補助メニューを併用できる制度を整備すること。12ページに移っていただき、3点目として、介護職員の給与を全産業平均の水準まで引き上げるよう、さらなる処遇改善策について、国に強く働きかけることと記載しております。

(4)のリハビリテーションセンターのサテライト施設の設置については、沿岸地域において、回復期リハビリテーションを担う高度で専門的な医療を充実させるため、サテライト施設を市内に設置することと記載しております。

13ページを御覧願います。

大項目の10番、教育環境の整備について、以下の3項目を記載しております。

(1)の教育環境の整備について、要望項目の1点目として、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの増員、2点目として、指導主事の配置数の現定数の維持について記載しております。

(2)の岩手県立宮古水産高等学校の存続について、要望項目1点目として、水産高校を存続すること。2点

目として、専門的な知識及び技術を習得できる環境の整備について記載しております。

(3) の幼児教育保育の無償化に係る対象年齢の拡大及び副食費の無償化について、14ページ移っていただき、要望項目の1点目として、いわて子育て応援保育料無償化事業の対象を拡大し、3歳児未満の保育料について、課税非課税で差を設けず、全員を無償化の対象とすること。2点目として、副食費の無償化を国に強く働きかけることと記載しております。

15ページを御覧願います。

大項目の11番、国に対する要望項目の強化について、以下の15項目を記載しております。

(1) の福島第一原子力発電所におけるALPS処理水の海洋放出について、要望項目の1点目として、海洋放出によらない新たな処理・保管方法の検討、トリチウムの除去技術開発に取り組むこと。2点目として、国民への丁寧な説明等により、風評被害を発生させないよう取り組むこと。3点目として、水産資源への風評被害の対応は、国が主体となり、財政支援を含め速やかに行うことと記載しております。

(2) の災害援護資金の償還免除等の取扱いについては、要望事項の1点目として、現行の免除要件の適用に当たり、償還困難、無資力等の要件について、具体的な運用基準を明示すること。2点目として、最長13年間となっている償還期間について、当面5年間延長するよう、所要の法令等改正を行うことと記載しております。

(3) 過疎対策事業債の償還期限の延長について、16ページに移っていただき、要望事項の1点目として、財政融資資金の償還期限について、地方公共団体金融機構資金と同様、30年に延長すること。2点目として、既往債について、延長後の償還期限を適用することを記載しております。

(4) の緊急防災・減災事業債の延長については、新規の項目となります。令和7年度までの時限措置である緊急防災・減災事業債について、令和8年度以降も継続することと記載しております。

(5) 脱炭素に向けた再生可能エネルギーの推進について、要望項目の1点目として、中小企業の省エネ化や自家消費型の太陽光発電設備及び蓄電池の導入に向けた支援の拡充、2点目として、国主導による送電網の増強とあわせ、再生可能エネルギーが優先される系統利用ルールを的確に運用すること。3点目として、国産再生可能エネルギーの技術開発と実用化に向けた施策を強力に推進するとともに、その普及拡大を図ること。4点目として、大規模洋上風力発電事業推進に当たり、地元発注による雇用の拡大をはじめ、地域経済発展に資する取組を進めることと記載しております。

(6) E T B E の水道水の要検討項目への追加について、17ページに移っていただき、水道法上の水道水の要検討項目に追加することと記載しております。

(7) の加齢性難聴者への補聴器購入助成については、国における公的助成制度の創設について記載しております。

(8) 国民健康保険に対する国の財政支援の拡充強化について、要望項目の1点目として、国庫負担割合の引上げなど、国の責任と負担において実効ある措置を講じること。2点目として、妊産婦医療費助成の現物給付に対する国庫負担減額調整措置を廃止すること。3点目として、子供にかかる均等割保険料の軽減について、対象を18歳以下の全ての子供に拡充するとともに、国において必要な財源を確保することと記載しております。

(9) 0歳から2歳までの障害のある子供への早期発達支援については、新規の要望項目となります。就学前の障害のある子供への児童発達支援は、現在3歳から5歳までを利用料無償化の対象としていることから、3歳未満児まで拡充することと記載しております。

18ページをご覧願います。

(10) 地域生活支援事業費等補助金の適切な交付については、新規の要望項目となります。補助金の交付額が法で定める補助率の上限と乖離していることから、必要な予算を十分に確保し、配分することと記載しております。

(11) 鳥獣被害防止対策の推進について、要望項目の1点目として、鳥獣被害対策のジビエの活用を図るため、県全域が指定されている出荷制限区域を分割するなど制限区域を見直すこと。2点目として、食肉に利用する個体の放射能検査費用は、これまでと同様に、国の責任において全額負担すること。3点目として、被害状況に合わせて、鳥獣保護区の解除や範囲の縮小など見直しを行うこと。4点目として、サルの有害鳥獣指定及び駆除活動について検討することと記載しております。

(12) 国土調査関係予算の確保について。財源を十分に確保し、要望額に対する配分額を増額することと記載しております。

(13) クロマグロの漁獲可能量に増枠については、新規の要望項目となります。

19ページをご覧ください。

要望項目の1点目として、近年の漁獲規制効果による資源量の回復傾向を踏まえ、日本の漁獲枠の増枠を強力に働きかけること、2点目として、近年の放流状況を勘案した配分を行うこと。3点目として、クロマグロの漁獲可能量を増枠することと記載しております。

(14) 廃校施設解体経費の財政支援について。国庫補助事業の対象外となる廃校施設の解体経費について、財政支援制度を創設することと記載しております。

(15) 学校施設環境改善交付金に係る補助率・配分基礎案の引上げについて、自治体の負担を軽減するため、補助率及び配分基礎額を拡充することと記載しております。

以上が要望でございます。

巻末につきましては、これらの要望項目について地図に落とし込んだ位置図となっております。また、参考として、令和5年年度の県回答に対する市の対応をまとめた資料を別ファイルで添付しておりますので、後ほどご参考としてください。以上要望項目の案でございます。各常任委員会で御審議いただきまして、後ほど御意見をいただきますようお願いいたします。説明は以上でございます。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。

この件については、各常任委員会で協議をしていただきますが、ここで何か質問があれば、挙手を願います。

ないですね。はい。

質問はないようですので、質疑を終わります。

この件については、議会からの意見を集約し、市に提出する予定となっております。意見がどのように反映されたか、後日、当局より説明をいただきたいと思いますので、当局におかれましては、御配慮願います。

説明員は退席してください。

〔説明員退席〕

○議長（橋本久夫君）

それでは、今後の日程について確認いたします。事務局から説明を願います。

事務局長。

○議会事務局長（前田正浩君）

それでは今後の日程について説明したいと思います。

県要望については、例年どおり、委員会ごとに所管する要望項目の協議を行い、3合同常任委員会で集約する手法で、進めることを考えております。市への回答は、5月31日金曜日までとなっております。各委員会の要望項目の所管については、配付した案のとおり、所管の委員会へ振り分けております。二つの委員会にまたがると思われるものは、担当委員会の欄に網掛けで色がついてございます。これについては昨年度と同様に、それぞれの委員会で協議を行い、3合同常任委員会で意見集約を行っていただきたいと考えております。各委員会での検討は、5月24日金曜日までにお願いいたします。5月24日金曜日までにお願いいたします。また、委員会の意見を報告集約する場としての3合同委員会を5月28日火曜日、5月28日火曜日に開催いたします。集約後は、議長に内容を報告し、議会の意見として市へ提出いたします。以上です。

○議長（橋本久夫君）

説明が終わりました。

この件について、御意見があればお願いいたします。よろしいですか。

それでは各委員会では、ただいま決定したとおり、協議を進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。す。それではこの件については、これで終わります。

○議長（橋本久夫君）

次に報告事項に移りますので、議会運営委員会の正副委員長さんは、説明員の席に移動をお願いいたします。

○

<報告事項>（1）一般質問順位について

○議長（橋本久夫君）

それでは、報告事項の1、一般質問順位について、議会運営委員会委員長より報告を願います。

工藤議会運営委員会委員長。

○15番（工藤小百合君）

議会運営委員会の報告を申し上げます。

4月17日に開催した委員会において、一般質問の順位について協議し、これまで議会運営についての了解事項により、議会運営委員会正副委員長の立ち会いのもと、抽選で決定していましたが、令和6年6月定例会議から提出順に改めることといたしました。届け出中の取り扱いは、次の通りといたします。一般質問の受け付けは締切日10日前の正午からといたします。事務局から受付開始日の概ね14日前に、各議員にメールで通知があります。提出方法はメール、FAX、持ち込みのいずれかの方法とし、メール、FAXは休日夜間であっても、届いた日時をもって受け付けといたします。ただし、持ち込みについては、事務局職員の受領を経て受け付けとするため、休日夜間等で、事務局職員が不在の場合は受け付けできないものとします。受付開始日時より前に提出したり、事務局職員が不在のところに提出したり、表題のみで未完成の場合などは、事務局長の判断で受付日時を決定いたします。いずれの提出方法であっても、受付日時の届け出順によって、一般質問の順位を決定いたします。試行的に実施しますので、皆様のご協力をお願いいたします。なお、3月定例会議の一般質問の受付開始日時については、取り扱いが異なりますので、今後、事務局よりお知らせいたします。以上、報告といたします。

○議長（橋本久夫君）

報告が報告が終わりました。

この件について何か質問やご意見があれば、挙手を願います。よろしいですか。

長門議員。

○17番（長門孝則君）

この受付順序、通告順序で順番は決める、このことは私はいいと思います。ちょっと検討して欲しいのはですね、一般質問の内容がダブる場合なんですよ。おそらく、今度の受付順の要望があった背景にはですね、一般質問がダブるということから、出てきてるのかなと。ダブった場合にですねやっぱり一般質問を先に一般質問する方が有利になるんですよ。後で質問すると、市長の答弁が先の議員の答弁の通りですと。そういうふうにもう簡略して、簡単に市長が答弁するということになってますんで、質問順序を抽選から通告に変えたとしても、そのダブることについては、これはたまにですけどもあるわけなんで、その辺を議運でちょっと検討して欲しいなとそういうふうに思います。

やはり一般質問はですね、いろいろ質問者がいろいろ調査をしたり、あるいは市民の声を反映するために、答弁一般質問すると、いろいろ一般質問するには準備をして、質問するわけですから、このダブる場合の調整っていうのもなかなか面倒だと思うんですけども、あるいは市長の答弁を今まで通り、先の議員の答弁の通りですというふうに省略してそれでいいのか、あるいは質問内容がダブってもですね、市長の答弁を同じように答弁してもらおうとか、いろいろ方法あると思うんですよ。その辺をぜひ議運で検討して欲しいなと。会派内であれば調整してますんで、現在も、ただ、会派間の調整というのは、これはなかなか難しいんでないかなとそういうふうに思ってますので、どういう方法がいいのか私もちょっとどうしたらいいのかなと。実際そういうふうに思ってますけども、その質問内容がダブる場合、どうしたらいいのか、その辺を議運で検討してみたいなと。そういうふうに思いますんで、その点よろしく願いいたします。以上ですけども。

○議長（橋本久夫君）

意見ということでよろしいですね。

○17番（長門孝則君）

何かお考えあったら、委員長さんの答弁をいただきたいと。

○議長（橋本久夫君）

工藤委員長。

○15番（工藤小百合君）

今の長門議員さんの質問は全くその通りでございます。幾ら順番に出したとしても、ダブる質問は必ず出てくると思います。でも、それは想定内のことで、私たちが議運としてこういうふうな一般質問の順位を決めたのは、やっぱり皆さんそれぞれ思いがあって一般質問するじゃないですか。長門委員さんおっしゃった通り、いろいろ勉強して研究して、一般質問を出すわけですから、やっぱり同じような質問に市長の答弁が何とか議員に答弁した通りというそういう簡単な答弁というのはどうかなという意見もありましたけれども、ただそれを同じような質問に対して同じような答弁を何回もするっていうのは、それもいかがなものかなと私的にはちょっとそこまで思ったのもあります。でも、確かに同じような質問が重ならないということはない。重なる可能性は、何人かあると思いますが、それを重なったときに、議運でどういうふうな対応したらいいのかというのは、まだ議運としてそこまで詰めてませんので、今、長門議員さんからそういう意見があったということを踏まえて、どうしたらいいのか、一応議運としては、意見としてとらえて考えていきたいと思っております。

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。他にございませんか。

落合議員。

○18番（落合久三君）

長門議員の質問ですが、私は今の件は、当局の答弁、市長の答弁が、昨日誰々議員に答弁した通りでありますというように、余りにも簡便な答弁にさせないと。当局にもその旨をちゃんと徹底してやってもらいたいってということで、ダブるのは私、長門議員もしゃべっていますが会派の中では調整できますが、他会派との関係はなかなかできないし、ましてや当局がどういう答弁を実際に、2人目の人に、同じ内容の質問の2人目にするかっていうのは事前にわからないわけなんでね、そこはあまりにも簡便な答弁にしないで、丁寧にやっぱりそれぞれ答弁するよにということとはちゃんと議会からも要請すべきだと。で、私はいいんでないかなと思います。

○議長（橋本久夫君）

他にございませんか。

長門議員。

○17番（長門孝則君）

他の市ではですね、何かダブる場合の市長の答弁は、やはり同じように答弁してるというふうにも聞いているんですよ。先の議員に答弁した通りですということじゃなくて、前任者に答弁したように、同じように市長が答弁していると。そういうことも聞いたことがありますんで、もう少し市長の方に詳しくっていうか、丁寧にダブった場合でも答弁して欲しいと思うんですよ、質問者は。だからその辺を市長の方に要望をすることもいいんじゃないかなと。その辺をちょっと合わせて検討して欲しいなと思います。ただ先の議員の答弁の通りですって市長から答弁されると、質問者が再質問する場合も、もうできなくなるっていうか、そういう状況にもなりますんで、できればダブった場合も、市長から同じように答弁をしてもらえればいいのかと。そういう気もしますんで、その辺も検討していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

○18番（落合久三君）

違うことですが、私も抽選はやめて、報告、提案になった通りでいいと思うんですが、ちょっとこの提出順、この言葉。通告順、受付順って、ちょっと長門議員の発言の中でも、私も先ほど議運委員長が、例えば議会事務局の職員がもう退庁して仕事終わってなくなった時に例えばFAX、メールで通告をこう送るのは駄目ですよと。それから職員がもうすでに仕事が終わっていないときに…そっか、ちょっとそこら辺がちょっと飲み込めなかったんでね。誤解を避ける意味で、通告順つつうのと、受付順つつうのは、また違うような気して、ほら先ほど議運委員長が言った、メールでも何でもファックスでも届いたところが、中身があんまりにも簡素過ぎて、質問の趣旨がわからない場合は、単純に受け付けましたっていうふうにはなりませんよっていう説明もしたためにね。例えばそういう例の場合だと、出された通告の中身を見て、あまりにも質問の趣旨がよくわからないという場合にはこうやりとりををすると思うんですが、出した議員とね。そういうのを踏まえて、受け付けた順というふうになるのか、そうじゃなくて、あくまでも不十分であっても出した順番でっていうことになるのか、その辺のところ、ちょっと微妙な問題ないような気もしたんで、ちょっと質問しておきたい、確認しておきたいなという意味です。

○議長（橋本久夫君） 工藤委員長。

○15番（工藤小百合君）

先ほど説明しました通りなんですが、メールとかFAXは、休日夜間であっても受け付けいたします。そこはおわかりですね。ただ、持ち込みの場合は、受け付けないということです、休みのときとか。職員がいないときは受け付けない。書類を事務局に出す場合は受け付けない。メールとファックスは受け付けます。その次なんですが、表題のみで未完成の場合などは、事務局長の判断で受付日時を決定いたしますという説明がありました。これだとやっぱりあの中身とかが未完成の場合は受け付けられないということで、やっぱりここはやっぱり再度事務局とちょっと議員さんの、ちゃんとやりとりがあって、そこから日時を決定するというところでございますが、ご理解いただけましたでしょうか。

〔落合議員「了解」と呼ぶ〕

○議長（橋本久夫君）

他にございませんか。

先ほどの市長に対しての、許可いただければ、市長懇談の時に私が申し入れしてもよろしいですかね。そういうことも可能だと思うんですけども、丁寧な回答をして欲しいということは、議運でやりますか。

田中副委員長。

○20番（田中 尚君）

発言しますけれども、基本的には今の長門議員の質問といたしますか意見といたしますか要望といたしますか、その件については議運の方で検討させてくださいというふうに委員長答えております。なおかつ大前提として、会派間では調整可能だというこの意味は、やっぱり重複した質問は避けようという暗黙の前提条件があると私は理解をしております。ただ、会派を跨いだ場合には、得てして同じような質問項目が出ていく場合があると。そこをどうするかはですね、これは議運の方で一つの課題としてやろうということですので、それを踏まえて、答弁の違う方法があるでしょうと、同じ項目であっても全く同じような答弁であっても読み上げるべきだという意見も出たわけでありまして、それはその辺も含めて議運の方ですね、しっかりとした議論が必要だと思っの委員長の発言だと私思っておりますので、議長の方から親切心にですね、言ってもいいですよっていうのは、これはリップサービスにして欲しいと。実行されると困るという意味であります。

○議長（橋本久夫君）

了解いたしました。はい。では議運の方での協議をお願いいたします。

他になければ、この件はこれで終わります。

それでは、どうぞ席の方にお戻りください。まだありますか。すいません。もう1件あるそうです。

○

<報告事項>（2）議会報告会で出された市行政に対する要望等への回答について

○議長（橋本久夫君）

それでは次に、報告事項の2、議会報告会で出された市行政に対する要望等への回答について、議会運営委員会委員長より報告を願います。

工藤委員長。

○15番（工藤小百合君）

議会運営委員会から報告申し上げます。

令和6年3月26日、第19回議会報告会で出された市行政に対する要望等を、橋本議長をはじめ、竹花副議長、議会運営委員会から田中副委員長、及び私工藤が出席し、当局からは山本市長、桐田副市長及び下島野総務部長

に対応していただき、報告して参りました。要望等のうち、議会として重要と考えるものとして、大峠ダムの安全確保について回答を求めておりましたが、この度、令和6年4月30日付けで、当局から回答がありました。内容につきましては、お手元の資料をご覧ください。

要望の内容は、大峠ダムについて、市民から建設からかなりの年数が経過し老朽化している。豪雨災害が頻繁に起きており、心配だとの声が出されました。議会でも、住民の安全は重要事項と考えることから、市から管理者である岩手県に対して当該ダムの現況について情報提供を求め、安全性を確認していただくよう要望し、市の対応について回答を求めました。市の回答は、宮古土木センターに状況を確認したところ、当該施設は長寿命化計画に基づき、5年に1回、専門業者による施設点検を行っており、直近では、令和4年度に実施済みです。また、通常の維持管理として直営による年1回の定期的な点検やパトロールも実施し、施設の状況を確認して確認しています。今後も施設の適切な管理に努めて参りますとのことです。市といたしましては、引き続き、岩手県に対し、河川の適切な維持管理について求めて参りますとの回答がありました。以上報告といたします。

○議長（橋本久夫君）

報告が終わりました。

この件について何かご質問やご意見があれば、挙手を願います。よろしいですか。はい。

なければ、この件はこれで終わります。議会運営委員会の正副委員長は自席にお戻りください。

○

<報告事項>（3）その他

○議長（橋本久夫君）

それでは次に報告事項の3、その他に移ります。

まず皆様の方から何かございませんでしょうか。

なければ私の方から報告をさせていただきたいことがございます。

まず私の方から、議員の皆様へ政治倫理事案を含めて、報告が2点ございます。

一つ目は、議員の暴力事案についてであります。

3月31日、某議員から飲食を伴う場において、暴力傷害を受けたとして、市民から宮古警察署に被害届が出され、4月22日、議員本人が警察から事情聴取を受けたことが明らかになりました。議長と副議長が議員に事実確認を行い、議員本人も暴力行為の事実を認めましたので、議員の皆様へ報告をいたします。

最初に、被害を受けられた市民の方に対し、議会を代表し、心より謝罪いたします。また、宮古市民の皆様にも深くお詫び申し上げます。

当該事案について、議会として極めて重大かつ看過できない問題との認識に立ち、対応を検討していくことが必要と考えております。一方、現在、警察の取り扱い状況下であり、今後の対応の推移、行方を注視する必要もあります。ついては、議長としては、今後の推移、行方を見極めた上で、適切な時期に議会の具体的な対応、措置、検討方法について、議員の皆様と改めて協議していきたいと考えております。議員各位のご理解とご了解をお願いいたします。

二つ目でございます。

市教育委員会から議会に対し、小中学校の入学式における議員の来賓案内に係る要望がありましたので、報告するものであります。市教育委員会からの要望内容は、入学式の来賓案内について、学校では、コロナやインフルエンザの感染状況などを考慮し、簡素な入学式とするため、議員に案内を出していない学校も多く見られます

が、学校の判断、事情等を議会及び議員に是非ともご理解いただき、今後も協力をお願いしたいというものでございます。要望があった背景には、議員が入学式の来賓案内がないとして、直接学校に出向き、申立てがなされたことにあります。議員本人から聞いたところ、今までは学校から文書が届いていたが、今回はなかったのも、学校に問い合わせたものだ。学校の対応にも問題があるとの説明が、議長、副議長にありました。事の経過は別として、議会として、市教育委員会の要望趣旨を受けとめ、学校現場の判断、事情を尊重し、協力することといたしますので、各議員のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。また、議員には市民に誤解を招かないよう丁寧な対応を心がけるようお願いを申し上げます。

改めて皆様にお伝えしますが、宮古市議会基本条例第17条では、議員は市民全体の代表者として、高い倫理的義務が課せられていることを常に自覚し、市民の疑惑を招くことがないように、良心と責任を持って行動しなければならないと規定をされております。また、宮古市議会議員政治倫理条例では、議員の責務と政治倫理基準を具体的に定めております。皆様におかれましては、政治倫理の遵守を改めてお願いし、報告いたします。以上私からの報告でございます。

予定していた事項はすべて終了いたしますが、皆様から。

落合議員。

○18番（落合久三君）

重要な報告が議長からあったと受けとめます。最初の暴力事案の件ですが、今議長の方からは、被害届が宮古警察署に出された、それに基づいて、宮古警察署は、暴力を振るったと思われる議員にも、直に聴取して、その暴力行為があったことを本人が認めたという、簡単ですが、そういう経過が報告をされて、じゃあどうすんのかっていう点では、この警察の対応を見極めた上で、議会としての対応を改めて、検討、表現はちょっと忘れましたが、考えたい、検討したいという意味だったと思うんですが、私の意見はですね、警察の対応を見極めた上っていうのはどういう意味ですか。私の意見は、刑事事件としてこれが発展するのかそうじゃないのかっていうことなんかを含めた言い回しでないかなと思って勝手に想像して聞くんですが、私の意見は、警察がどう刑事事件として扱うのかどうなのかっていうことに関わりなく、やっぱり議会は議会として、そういう事実が本当だとすれば、本当なようですから、やっぱりきちんと、議会には倫理条例もちゃんとありますので、そういうふうな場でやっぱりちゃんとやるべきじゃないかっていうふうに、私は、そういう意見なんですが、その警察の対応、今後の対応を見極めた上でっていうのはいろんな含みが考えられるんで、そこんところの議長が報告した真意は何なのかっていうことと、私はそういうふうと思うんですが、そのことについては、ぜひ皆さんの意見も聞きたいなというのが私の意見ですがどうですか。

○議長（橋本久夫君）

まず他に皆様から何かございますか。

畠山議員。

○1番（畠山智章君）

はい。えっとですね、先ほどの暴力事件と、小学校の件、学校ですかね。学校の件なんですけど、自分も宮古市民として仕事もしてまして、いろいろもう誰がどうこうっていう話はもうすでに耳に入ってます。議長の報告で、ある議員がっていう形で話はされてますが、多分ここにいる議員の方々も話、当人の名前もわかった上で聞いてた人もいるんじゃないかなと思うんですけども、なんで、誰がどうこうというところを伏せて話をしているのかっていうところを確認したいのと、あと、学校の件に関して報告があったって言われたんですが、何が問題で、

報告として上がったのかの内容を詳しく聞きたいなと思います。

○議長（橋本久夫君）

まずですね、ここはいろいろここでやりとりしたり、事実関係云々っていう場ではなく、まず私の方からこういう事案があったことをまず報告をさせていただきたいと思います。この事案に関してですね、例えばどういうふうに持っていくかは、先ほど落合議員からの質問に答えるとなれば、いずれまだ警察の判断がどのような動きかってのは、こちらでも知り得ない情報でございました。事の大小はともあれ、その動きを見極めてということで、例えば、しかるべき審査をする場とか、研究する場が必要なのかなということは考えております。その事案の中身について、どの程度の推移で動いてるかってのはちょっとまだ判明してなかったもので、今日はこの場では今後の推移を見極めた上で対応したいという考えでの発言でございました。

まず2点目の学校の事案については、要は、議員が、要するに、なぜ案内が来なかったかっていうことで学校に申し入れたことに対して、学校側では不安とかそういった不快な思いをされたということが背景にあらうかと思って、学校側から教育委員会、教育委員会から議会に上がってきた。それについても、はいそうですかと受けとめるわけにはいきませんので、このような形で報告し、教育委員会の持って行き方については、ぜひご理解をいただきたいということで、私の方ほうから報告をさせてもらったものでございます。ちょっとまだ中身はちょっと不十分かもしれませんが、今現在はこのような対応にしているところでございます。

竹花委員。

○21番（竹花邦彦君）

落合議員の方からいろいろあったわけですが、今、警察の判断等については議長から申し上げた通りであります。問題は、議会としてどう対応するのかという点であります。議会政治倫理条例では、調査請求に基づいて倫理審査委員会を設置をする。こうなっているわけです。倫理審査委員会を設置をする場合の調査請求というのは何かというと、有権者の200分の1以上の連署、書面をもってその当該事案に対する調査を請求するというのが一つです。二つ目は、議員の定数の4分の1以上の連署で、調査請求をするというものですから、現22名の定数ですから、6名以上の議員が調査請求があれば、その倫理審査委員会を設置をするということになります。ただそれがない場合に、倫理審査委員会を当然設置ができないということになるわけでありまして。したがって、議長から報告をしましたのは、先ほどの警察の判断が最終的にどういう状況になるかを見極めた上で、審査委員会を設置ができなければ、どうこの事案についてどう取り扱うかということが一つの検討すべき事案である。会派代表者会議でこの問題について協議をするのか、あるいは別の場でやるのかというところの判断が当然求められますので、このことについては、したがって、その状況判断を見て、改めて議員の皆さんに、その取り扱いをする場をどうしていくかその方法を含めて協議をしたいという趣旨でございますので、政治倫理条例に基づく、政治倫理審査委員会が設置できない場合も含めて、ここはさっきの方向ですね、見極めていく必要があるんじゃないかという趣旨でございますので、その点も含めてご理解をいただきたいというものでございます。以上です。

○議長（橋本久夫君）

田中議員。

○20番（田中 尚君）

私からも一言発言したいと思うんですが、二つのいわば議員が関わる事案が、議長から事実関係も含めて詳細を説明があったのは、今日が最初かなという認識であります。いろいろ噂は耳にはしておりましたが、そのため

にはやっぱり議長、副議長がその中心にいました。議員に対してまずは説明を受けると、事実関係もしっかり本人から弁明も含めて聞くということを経ての今日の報告というふうを受けておりますので、ここから先は落合議員も発言したわけでありますけれども、議長が冒頭説明した内容にとどめていいのか、我々が条例で定めております政治倫理審査会っていうその委員会設置をですね、議題とすべきか、これは今日、議長の報告を受けた時点ですね、我々議員が判断することでもあるなと思っておりますので、私の意見は、いずれせかく条例を定めておりますし、議会基本条例といわば裏腹の関係、セットだなという理解を私にはありますので、私的にはいずれ倫理審査会を設置する必要があるという考えでありますけれども、これは6人以上の同僚議員の賛成がなければ、設置が不可能というふうなことも定めておりますので、今後、議員間の意見交換も含めてですね、可能な方法を検討していきたい。私はそうっております。よろしくお願いします。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

1点目の事案に関してはすみません私は噂も何も耳にしてないので、あれ、初めて聞きました、今日ですね、議長からの報告で。いやこれはやはり、このまま推移してはやっぱりいけないかなというふうには思います。今、田中委員からもありましたけれども、今後の日程を推移を見守る。竹花副議長からもそういった趣旨のお話がありましたけれども、推移は推移としてもですね、やはりどういう場でどうするのか、審査会を設置するにはこういう要件ですよということは当然あるんでしょうけども、それ以外にもどう選択するかっていうのもあるのかもしれないんですが、やはりこの議会としてどうするかっていうそういった協議をする場を一体いつ設けるのか。推移っていったって、このままね、いつまでもっていうことになるのか、やはり警察の対応とか、刑事事件とか含めてでししょうし、じゃあその示談に仮にですよ、示談になれば、そのままでもいいのか。やっぱそういったことも出てくると思うんですね。だからその行程的なものもやっぱりもうちょっと明確に示す必要があるんじゃないのか。私は今日初めて聞いたんですが、仮にこれが市民から聞かれた時にですね、どう説明すればいいか。議会としてはね、推移を見守るってだけですとは、やっぱり言い切れない部分がありますよね。ここはもう少し早くですね、どう対応するのかをですね、また協議する場をじゃどうするのか、これをじゃあそれをじゃあどこで決めるのかということをやはりしっかりとですね、示していただきたいなと思います。

それから2点目のですが、一問一答で申し訳ない。2点目のですね、この教育委員会からの申し入れに関しての部分なんですけど、確かに学校長の判断、学校の判断っていうのは当然それはコロナの場合でもインフルの場合でもね、これ学校によって違う場合のケースも考えられますが、基本的に今後ですね、議員がそういった入学式、卒業式にですね、どう対応していくのか議会としてですね。学校が判断だけではなくて、やはり議会としてもそこをどう対応していくのかっていうことをですね、やっぱもっと相手方、学校に任せるだけではなくてですね、やっぱりちょっと議論する場が必要なんじゃないのか。場合によっては不快感っていうのかな、学校は抗議っぽく受けたんだろうと思うんですね。だから、そういうことが今後発生してはいけないだろうし、私やっぱり学校の個々の判断ではなくて場合によってはね、全市的に全学校ですね、もう議員は来賓として、案内をしないならしない。そういったことをやっぱりしっかりやっていく必要があるんじゃないか、どうするかも含めてですね、ということを提案したいと思います。

○議長（橋本久夫君）

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

私と議長とで今日初めて議員の皆さんに報告をしたわけでありまして。したがって今松本議員の方からありました最初の時期、方法を含めて、早く示すべきだ。こういうお話があったわけでありまして、今日、報告をまずしたわけでありまして。問題は、先ほど申し上げましたが、今日の報告を受けて、前提は、冒頭議長申し上げましたように議会として重大で、看過できない問題と、こういう基本認識として対応しなければならない。こういう基本姿勢を議長から申し上げていただきました。問題はその対処方法については、先ほど言ったように、政治倫理条例に基づく審査委員会を設置をする場合には要件がありますよと。この要件に基づいて調査請求がされるかされないのか。ここが一つのポイントであります。したがってただ、一般市民の方々の部分でいくと、200分の1以上の有権者の連署ですから、これかなりハードルが高いので、ここは難しいだろう。問題は議員の皆さんが、調査請求をするかしないかという問題であります。したがってここは、議員の皆さん方がどういう判断でいくかというところが一つであります。当然調査請求されれば、当然政治倫理審査委員会が設置をされるということです。それに基づいて、このことの問題を判断をしていく。それがいい場合どうするのかということでもあります。当然これも想定をしておかなければならない。ですからこの事案に基づいて、その方法、つまり一定期間やっぱ議員の皆さん方の判断も当然これはね、どうするかということも見なきゃならない。即、今、倫理審査委員会を設置をしますよ、これはならないわけでありまして、ですからそういった議会側の議員の皆さん方の対応がどう出てくるかという問題と同時に、それがいい場合については、当然これは警察の判断も一つ参考にしながら、じゃどう対応していくかということも当然これを考えなきゃなりません。示談になるのか示談にならないかと、これによって事によっても、当然事の当該議員に対する状況判断もありますから。ただ、何らかの対応は早期にすることが必要だと。したがって調査請求がない場合については、当然これは別途、先ほど申し上げた、例えば会派代表者会議でこれを議論をしていくっていう方法も含めて、ここは皆さんと議論をしていく必要があって、そんなに長い時間をかけていくつもりはありませんけれども、そういった意味では、現時点でこういう方法でということは今、当然議会側の皆さんの裁量の問題もあると思いますので、ここしばらく時間を置いた上で、適切な時期に判断をしていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

二つ目の問題であります。ここは議長の方からお話があったように、学校側の判断、事情を理解をしていただきたいという教育委員会で申し出を受けて、我々とすればそれを尊重していきましょうということで議会から議長から報告させて。松本議員の方からはそうではなくて、議会側として、学校あるいは教育委員会に申し出が必要ではないかというお話がありましたが、ここはですね、やっぱそれぞれの学校によって、呼ぶところも呼ばないところもある、そういう確か違いはあるわけです。ただここは地域性の問題もありますから、呼ぶなら呼ぶ、全部呼ばないなら呼ばないっていう、これも判断が非常に難しいわけです。例えば川井とか新里のように、川井の場合は古館議員1名しかいらっやらない。ここはそういった意味では、いろんな感染症の状況とかありますけれども、当然ある意味とすれば、そういった地域性でここについてはやっぱ古館議員等については案内したほうがいいのかという学校側の判断もある。従ってここは地域性の問題も一つありますから、ここは議会として統一的な対応ということにならないというふうに思いますので、ここは、議長がお話を申し上げた通り、それぞれの学校側が判断をして、様々な状況の上で議員に対する案内の判断をしているわけですから、なければ、当然議会、そこの地域の学校についてはないのだなというふうに理解をしていただくということで、学校の判断、あるいは事情、これについては、議会として教育委員会との了承を受けたいというものでございますので、これについてもご理解をいただくようお願い申し上げます。

○議長（橋本久夫君）

田中議員。

○20番（田中 尚君）

私が最初の発言でこの事案については松本議員は耳にしたこともなかったということもあったんですが、市民レベルで見るともっとエリアは広くなるのかなと私は思います。したがって問題我々同僚議員が関わる事案についての、そういったことがあったということでもありますので、正式に本人の弁明も含めてですね、議長、副議長が対応した上での今日の報告でありますので、私はそういった意味からすると、今日の報告を一つのスタートに我々はとらえております。従って今後対応どう対応するかについては、条例で、政治倫理に触れるような行為があった場合には、議会の対応が定まっております。先ほど落合議員も触れましたが、やっぱりそういう部分もしっかり発動すべきではないのかというふうには私は受けとめましたし、私もその限りにおいて同じ考えなんですが、参考までに、議員の政治倫理基準、どういうふうなことが決まっているかと言いますと一つ、議員の品位と名誉を損なう一切の不正行為の禁止。二つ目、地位を利用して不正な影響力の行使、金品の授受の禁止。三つ目、市の認可または請負契約に関わる推薦、紹介の不正な影響力の行使、これの禁止。四つ目、請負契約に関わる企業及び団体等からの寄附の受領を禁止。五つ目、市職員人事への介入禁止。そして最後に六つ目、疑惑当事者となった時の説明責任の義務。この6つを我々条例で定めております。従って最後の6番目、疑惑当事者となった時の説明責任の義務。これについては、私は議長、副議長が必要な議員の呼び出しも含めてですね、本人から伺った。それを踏まえての今日の報告と私はそう受けとめておりますので、そこから先どうするかについては、6人以上の賛成が得られれば、審査会の設置が可能だということでもありますので、少なくとも今共産党2名しかおりませんですけども、あと4名以上の方々がご賛同いただけるのであれば、条例に基づいた議員としての議会としてのやっぱり必要な市民への説明責任をしっかりと果たせるための調査及び対応がですね、可能だということでもありますので、ぜひそういうふうな状況も含めて今後検討していきたいということを述べたいと、改めて述べたいと思います。以上です。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

○18番（落合久三君）

1件目の方は全く皆さんが言う通りだと思います。私の意見も冒頭触れました。

2件目の方をちょっと確認なんですがね議長の説明、ちゃんとメモをしたつもりですが、要するに、まだちょっとよくわからないのが1点だけあるんで、そのことだけもう一度聞きたいと思います。要するに、入学式に議員の参加してくださいという案内が来なかったのが、当該の学校に行って、問題でないかって、どういうことだったのかわかりませんが、要するに、その学校の学校長が最終的にはですよ、市の教育委員会に何月何日こういうことが起きました。とても不快に感じました。ていうことなのか。学校長と教育委員会は腹に入れておくぐらいなもんだってていうことなのかね、抗議が来たのかさ。学校並びに学校長から連絡を受けた教育委員会がどういう判断で、議会に、議長に、意見が来たのか。その察するに議長がこうやって全協のその他の事案で報告するぐらいですから、まあよくあることだっていうそういう理解ではないっていうのはもう十分にわかります。正確さを期するために今聞こうと思って言ってるのは、その学校長並びに学校長から意見を聞いた教育委員会が、これは重大な問題だと。善処して欲しいという意味で、議長に意見が来たのか、もうけしからんと、抗議だと。そういう意味合いもかなり強いものだったのか、その辺がちょっと我々は当事者じゃないので正確にわかりませ

んが、ただ議長がこういう場でそういう報告をするっていうことは、よくあることだっつうようなものでないっていう受けとめをしたから、こういう報告をしてるんだっていうふうに私は受けとめるんですが、繰り返しになって申し訳ありませんが、学校長並びに学校長から話を聞いた教育委員会はどういう問題だと思って、今日、議長の方に、意見がきたんでしょうか。そこだけちょっと、念のため聞いておきたいと思います。

○議長（橋本久夫君）

まずこの件に関しては、まず当事者同士、当事者からお話を伺って私は第三者的な立場で伺ってるんで、多少のニュアンスがお互いにやっぱり違うと思います。ここで私が軽言にこうだからこうだということでもないと思っております。いずれ事実としては、その学校としては、説明をしようとしても、その説明が聞き入れなかったんで、やはりその部分を苦慮したっていうことがございます。要するに、案内をなぜ出さないのかということと説明を求めに行っているんですが、その説明をしようとしてもその説明のね、会話が、多分成り立たなかったのかなっていうことだと思うんですが、そういったこともあって、その対応に苦慮して、議会にこういうことで、実は学校側の判断でやりますんで、そこはご理解をお願いしますということでの意見で、こちらの方に上がってきたものでございます。ですからここにどう受けとめたかは、それぞれのニュアンスの問題もあるんで、それはそれで答えはコメントは控えさせていただきたいと思いますが、いずれそういう事実の流れがあったということでございます。

畠山議員。

○1番（畠山智章君）

今の落合委員の質問に対して少しかぶる感じなんですけど、今日この場でこういう話されてるってことは苦情のような一部の話があったんではないかなという受けとめなんですが、教育委員会から議会に報告がきたっていうその内容自体を開示してもらうことはできないんですか、どのような話が議会に上がってきたのかっていうのを。

○議長（橋本久夫君）

先ほど申し上げた通りの内容です。

○1番（畠山智章君）

開示してもらうことはできないんですか。

○議長（橋本久夫君）

いや、そこはまだ、調査やってるわけじゃないんで。

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

理解して欲しいのは、各学校で入学式の案内等については、先ほど議長から報告あったように、案内をしているところもあれば、案内をしてない学校もあります。そこはそれぞれの学校長が学校の事情、あるいは様々なところを判断をして、違いがありますよ。ただ、そこについて、教育委員会あるいは学校側とすれば、その学校長、学校側の判断を議会として尊重していただきたい。そこをまず理解を、我々としては情報共有をしようじゃないかというのが、議長からの報告案件の趣旨でございます。なければ、議会、議員に対する来賓案内がないんだな。当然ここはあるところもあるわけで、現実には今年の入学式のところは案内があった議員の方もいらっしゃるそうですし、ないところもあるわけです。ですからそこはそれぞれの地域の事情等を含めて学校側が判断をして案内をする、あるいはこういうことで簡略化をしたいから案内をしない。それぞれ学校によって学校長の判断

によって、そこは議員の方々に案内をしたところもあれば案内をしなかったところもありますよ。ただここはあくまでも学校サイドの裁量、学校長の判断で、そういったものをしていますので、議会とすればそこはぜひ、そのところについては最大限理解をしていただきたいという教育委員会の申し出でございます。したがって、議長と含めてここは議会とすれば、情報共有をしながら、そこについては今後も理解をしていこうと。あくまでも学校側の裁量判断を尊重していきましょうと。こういうことで皆さんにご報告をさせていただいたということで、ここはそういったことでご理解をいただきたいということでございます。

○議長（橋本久夫君）

松本議員。

○19番（松本尚美君）

竹花副議長の言ってるのは、基本的には理解するんです。ただ前段で、議長がですね、議長が報告する。その中でね、ある議員がですね、案内がないがために、学校に出向いて、学校長が対応したかどうかわかりませんが、対応した中で、ここはちょっと推定ですが、何で案内にしないんだと、こういうやりとりがあった。かみ合わなかった。それをもとに、教育委員会からそういう申し入れが来た。そういう流れの説明があったんで、単にその副議長が言ってるように、学校の判断で入学式をね案内はそれぞれ学校長の判断ですよ。それを理解してくださいではない。要するに、何らかの苦情とかですねそういったものが学校に持ち込まれたと。議員からですね。で、今回の申し入れになった。理解してくださいという流れだと、そういうふう聞いてるんで今畠山議員もですね、どういう内容なの。申し入れ受けてるけどそのどういう内容なのか、開示できるんですかって話、今聞いてるんだと思うんです。私の理解も、やっぱそういった苦情が学校からですね教育委員会に来了。そして教育委員会がその中身を精査してですね、やはりこのままで駄目だと、やっぱり議会に、そういう判断で、入学式の案内等々学校でやっていますから、それを理解してくださいという申し入れに繋がってきたんじゃないのかな。この背景をちょっと聞いてるんですね、おそらく。

○議長（橋本久夫君）

田中議員。

○20番（田中 尚君）

議長の説明で私が記憶に残っているのはですねちょっとメモしたんですが、要すればその学校側として、当該議員さんに、なぜ招待しなかったのかっていうことについて、説明に伺ったけれども、なかなか対応してもらえなくて苦慮して、議会の方に来たと。その場合には教育長も一緒だったというふうに聞いております。ですから、議長が説明した範囲で、私は尽きるのではないのかなと思っております。つまり、ここの学校は、議員さんに本来は説明する。地元の議員さんですから、だけど、なかなかそういう対応してもらえなくて、議長、副議長にですね、正式には議会事務局の方に、少なくともその学校の立場を説明に来たというふうに、私は今日の議長の説明で、そこは理解しました。参考までに、私は宮小学区、一中学区なんですけども、コロナの問題が起きて以降ですね、全然私に案内ありませんから。それは学校に貢献するしないの問題じゃなくて、以前は学校に関連する議員さんにはほとんどですね、入学、卒業式、ただ議会と重なる場合があって、時々欠席する。そういう時もございました。中には議会を欠席して出席する入学式、卒業式にですね、そういう本末転倒な対応する議員もいたように思っておりますけれども、それはさておいて、本来そういうもんだと思っておりますので、そこはそういった部分で、今議長の報告を踏まえてですね、これは竹花副議長も説明したわけでありましたが、基本的には、やっぱりその学区の議員さんに対してはどうするか、これ多分校長会で議論してるかどうかわかりませんが、コロ

ナ禍でもあるし、ここはできるだけ規模を小さくしてやろうということになってますので、その限りにおいては、議員を呼んだところもある、呼ばないところもある。それは個々の学校長の判断ですよということも、ぜひご理解いただきたいというのは、副議長からの説明ですので、私は両方理解したつもりであります。

問題は、政治倫理条例に照らして、このさっき読み上げた条項にですね、触れるような行為がもしあったとすれば、そこはやっぱり我々、議会としてもですね、やっぱり必要な機能を発揮すべきでしょうという意味で、ずっと申し上げております。冒頭落合議員の発言はそういう意図からであることを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（橋本久夫君）

落合議員。

○18番（落合久三君）

田中議員の意見で私も納得改めてしたんですが、要するに何がいまいちピンとこないかっていうと、先ほど副議長も丁寧に説明あったんですが、入学式に案内が来なかったのだからと俗っぽく言いますよ、けしからんと言って学校に行っちゃったが、それに対して学校の側は、なぜ案内をしなかったのかの説明をその当該議員にやろうとしたが、したのかしないのかわかりませんが、したが、結果として納得してもらえなかったから、もっと言えば、逆に反論されたかもしれない。わかりませんそこは。そういう、要するに学校側の説明をしたが納得してもらえなかったというだけでね、教育委員会に電話したり議長に電話したりは普通はしないですよ。やっぱり学校側にしてみれば、説明したにもかかわらず説明しようとしたにもかかわらず、逆にこうなんか怒られ、例えばですよ、そういう面白くない釈然としないから、私は議長に、そういう電話が来たっていう方が普通だと思うので、その辺のところが、今日はね、竹花副議長が、私もそのところ学校の判断を議会として理解してもらいたいということに尽きるのかなと思って私はもうその点は納得して聞いているんですが、そのところが、やっぱり我々が聞いても、釈然としないっていうのはね、要するに当該議員は納得したの、してないの、ということなんですよ。それをやっぱり教育委員会、学校長も、ちょっと心配だっていうか今後のことを考えるとね、このままでいいのかなって上手くないべ。やっぱりちゃんと意見は意見として、議長にもしゃべっておこうっていうんで、来たって理解の方が非常に素直な受けとめだと思うんでね。そういう経過で、それがじゃあどういう問題として取り上げるかっていうのは、先ほど来も副議長も言ってるんです。私もそういう方向でいいと思うんで、ぜひ、そこが多分、よくわからないがためにいろんな意見、質問が出ているんだと思います。

○議長（橋本久夫君）

畠山議員。

○1番（畠山智章君）

はい。すいません。先ほどまで着座で申し訳なかったです。

ちょっと聞きたかったんですけど、今説明があった、いろんな議員の質問も含みの中でなんですが、その政治倫理審査会等とか調査研究等っていう話も副議長から出てましたけど、詳細がわからないと多分こういう委員会等も設置もできないし、議員全体が善し悪しの判断もできないと思うんです。そのために全協で説明があるんだと思いますが、詳細が不明すぎると理解しがたいんですよ。1件目の暴力事件にしろ、学校関係にしてもそうなんですけど、やった当の議員たち以外、私達別な立場の者たちからしても、市民から見たら同じ議員です。問題として起こったことなのか苦情としてあった案件なのかっていうのも含みなんですが、議員が、宮古市の議員が、そういうことをしたっていう市民の一般の目線で私たちはやってない側と言われることが多数あります。そ

こに対しての説明不十分で済まされると、納得し得ないと思います。それこそ多分皆さんそれなりの繋がりがあった中でこういう立場には上がっていると思いますが、誤解だって招くこともありますし、ここまで言うのもあれですけども、もっと明確な説明してもらわないと、今後改善にも繋がらないんじゃないかなと思いますんで、もしできたらそういうのを検討して欲しいです。

○議長（橋本久夫君）

竹花議員。

○21番（竹花邦彦君）

まず皆さんに理解してほしいのは、一つ目の暴力事案は、議会としてきちっとした対応が必要だということがあります。従ってここは、宮古市議会政治倫理条例に基づく対応が出てくるかこないかということも含めて先ほどお話を申し上げた通りであります。

二つ目の事案は、政治倫理事案として取り扱うべきものというふうには、議長、副議長は思っておりません。問題はやっぱり、様々な事の経緯は別にしてという議長もおっしゃって、ここは受けとめ方の問題等々あります。ただ問題は、私たちは気をつけなきゃならないのは、やっぱり市民の皆さんに誤解を生むような、そういった言動をきちんと慎んでいきましょうやということも含めて、ここはさっき言ったように、学校の入学式、あるいは当然卒業式の問題も出てくるわけでありますから、ここはそれぞれが、議員がなぜ私のところには来ないの。あの人が来てるじゃないのと、こういう対応ではなくて、学校側の学校長の裁量判断に基づいて行っているものですよというところをしっかりとお互いに情報共有をして、今後対応していきましょうやというところを、議長から報告をいたしているつもりでございます。ですから、ここはね、事の経緯をくどくど細かく、ここは私も議長のところはするつもりはありませんし、ここはやっぱり問題のとらえ方のニュアンスの違いも当然出てきますので、ただ問題、さっきも申し上げましたが、やっぱり相手は人間でありますから、当然、議会、議員に対する物の見方、考え方もありますので、我々としてやっぱりそういったことに対して、誤解を招くようなそういった言動はできるだけ慎んでいく必要がある。ここは議会倫理条例にもですねそういった部分もあるわけでありますけれども、今回のこの事案について倫理条例に基づいてどうのこうのということは、考えていないということであくまでもそういったことについて、教育委員会としての要望をご報告をして、今後の入学式、卒業式等々学校行事については、そういうことで行われますので、しっかりと議員の皆さん情報共有していきましょうね、そういう対応ですよということをお話しているつもりでございますので、ご理解をいただきたいということであります。

○議長（橋本久夫君）

よろしいですか。

田中議員。

○20番（田中 尚君）

ちょっとくどうですけれども、副議長は明快におっしゃったわけでありますけれども、我々の行動基準は条例であります。議員は、条例を守る義務があります。したがって、最初の件と2列目の事案とは、こっちの方は2列目の方はですね、全く心配がないとおっしゃいましたけれども、私は調査内容によってはですね、倫理条例に触れてくる可能性もあるのではないのかという私の受けとめであります。したがって、副議長が明快にですね、それはもう関係ないんだというのはちょっと言い過ぎではないのかな。それを決めるのは我々よ、我々議員一人一人が倫理条例に照らして、やってはいけないことやっちゃったよね。っていう場合がもし調査していく過程で出るかもしれない。そういう意味で私は区別してません。最初の事案、二つ目の事案、いずれも政治倫理審査条

例の対象事案になるのではないか。なるかならないかは調査してみないとわからない。その必要な前段調査は、議長、副議長が行った。一番最初の事案は、警察が入っておりますので、これはもう客観的に診断書が出てると私思いますので、これはもう立派な刑事事件として証拠がそろっております。そのあとどうするかこれ警察の判断でありますけども、我々がそこを踏まえたらですね、やっぱりしっかりと、この条例に向き合いながら、どうしたらいいのってそれこそ議員間の合意形成の部分で、どうするかという判断も出ますけども、条例があるでしょう。6人以上の賛同者があれば、議会としての必要な調査もできますよ。なおかつそれを踏まえてどういう対応が必要なのか、議会としてやっぱり、議員に対する様々な対処もですね、可能だというのは私の考えですので、やろうよというのが私の意見です。したがって、2人しかいないので、あと4人以上の方々が賛同だという局面が生まれればですね、これは議長に出せば、議長はもう設置しなければならないというそういう規定になっておりますので、そこは説明したいと思います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋本久夫君）

了解いたしました。

様々なご意見をいただきましたけれども、いずれこの事案に関しては今後の推移も含めて、今、田中議員が提案なさったことも含めてですね、どういうふうに議会でどう対応するか、今後の課題としていきたいと思いますので、また新たな動きが出たら、また皆さんにお諮りしたいと思います。よろしいですか。はい。

それでは、他に何もなければ、これをもちまして議員全員協議会を閉会いたします。大変お疲れ様でした。

午前11時49分 閉会

○

宮古市議会議長 橋本久夫